

# 宇都宮市プレミアム付飲食券事業約款

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた市内経済の回復に向けた緊急経済対策として宇都宮市プレミアム付飲食券事業（以下「本事業」という。）を行う。

2 本事業の実施に関しては、この約款に定めるところによる。

(発行団体)

第2条 プレミアム付飲食券（以下「飲食券」という。）の発行団体は、宇都宮市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

(実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、令和2年5月27日から令和3年2月26日までとする。

(飲食券の販売内容)

第4条 飲食券の販売単位は、額面500円の13枚つづりを1冊とする。

2 飲食券の販売は、1冊単位とし、販売金額は5,000円とする。

(券面表示事項)

第5条 飲食券には次の事項を記載する。

- (1) 発行団体名
- (2) 利用可能な金額、期間
- (3) 偽造防止のための通し番号
- (4) 釣銭対応
- (5) 返品、返金等の対応
- (6) 紛失、盗難等の免責
- (7) 転売の禁止
- (8) 約款の存在

## 第2章 飲食券の販売

(購入対象者)

第6条 飲食券の購入対象者は、次のとおりとする。

- (1) 18歳以上の宇都宮市民
- (2) 18歳以上の宇都宮市へ通勤・通学している者

(購入限度額)

第7条 飲食券の購入限度額は、対象者1名につき1回2冊までとする。

2 オンラインでの購入回数は1回までとする。

(販売方法)

第8条 飲食券の販売方法は、次のとおりとする。

- (1) 窓口販売での飲食券の販売に当たっては、身分証明書等により簡易な本人確認を行う。
- (2) 販売は、第9条及び第11条に定める販売期間・会場で行う。
- (3) 令和2年9月30日までに飲食券1冊を全て使用し、令和2年10月31日までに使用済み飲食券（切り離し無効）を第11条(1)に定める販売会場に持参した者に対して、1,000円分の飲食券を配布する。

(飲食券の販売期間)

第9条 飲食券の販売期間は、令和2年6月29日から令和2年10月31日までとする。ただし、オンライン販売は、令和2年6月29日から令和2年9月30日までとする。

(残分の処理)

第10条 第13条に規定する期間を超過した飲食券については、実行委員会の委託する事業者が全て適切に処分しなければならない。

(販売会場)

第11条 飲食券の販売会場は、次のとおりとする。

- (1) 窓口販売については、平日は宇都宮市内郵便局（市内66局）、休日は実行委員会が定める販売会場を市内5か所に設置する。
- (2) オンライン販売については、インターネット上にポータルサイトを設ける。

(販売周知)

第12条 実行委員会は、実行委員会構成団体の広報紙やポスター等により、販売の周知をするものとする。

## 第3章 飲食券の利用

(有効期間)

第13条 飲食券の有効期間は、令和2年6月29日から令和2年12月28日までとし、有効期間を経過した飲食券は無効とする。

(取扱店)

第14条 飲食券が利用できる店舗は、第21条による登録をした店舗（以下「取扱店」という。）とする。

(対象サービス)

第15条 飲食券は、取扱店が取扱う飲食サービス（テイクアウト及びデリバリーを含む）（以下「飲食サービス」という。）について、利用できるものとする。

(釣り銭)

第16条 飲食券の利用に対する釣り銭は、支払わないものとする。

(利用者の責務)

- 第17条 利用者が購入した飲食券の返品、現金との交換はできないものとする。
- 2 利用者が飲食券で購入した食品等については、現金による返金はできないものとする。
- 3 利用者が購入した飲食券が盗難、紛失、滅失した場合は、利用者の責務とする。
- 4 利用者が購入した飲食券は、転売できないものとする。

## 第4章 飲食券の取扱店

### (取扱店の募集)

第18条 取扱店の募集の周知方法は、実行委員会構成団体のホームページや広報紙等によるものとする。

### (取扱店の登録資格)

第19条 取扱店の登録資格は、宇都宮市内で営業しており3密対策を実施している店舗とする。ただし、反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力を不当に利用していると認められるなど反社会的勢力と密接な関係を有していないこととする。

### (取扱店の登録手続き)

第20条 取扱店の登録を希望する店舗は、実行委員会に飲食券取扱店申請書を提出し、実行委員会委員長の承認を得なければならない。

2 実行委員会は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請者が登録資格を有することを確認の上、当該申請者に飲食券取扱登録店決定通知書を発送する。

3 実行委員会は、実行委員会構成団体のホームページ等で、取扱店を明らかにしなければならない。

### (取扱店の募集期間)

第21条 取扱店の募集期間は令和2年5月27日から令和2年10月23日までとする。ただし、取扱店が少ない場合は、募集期間を延長することができる。

### (換金期間)

第22条 取扱店による使用済飲食券の換金期間は、令和2年7月1日から令和3年1月15日までとする。

2 換金期間を過ぎた飲食券は無効とする。

### (換金方法)

第23条 取扱店の換金方法については、次のとおりとする。

- (1) 使用済飲食券を換金する場合は、実行委員会が委託する回収換金業者に、換金申込書と半券を切り取った使用済飲食券を郵送にて提出する。取扱店は、回収換金業者からあらかじめ指定した預金口座へ、換金額の振り込みを受ける。
- (2) 回収換金業者から取扱店に対する換金額の振り込みは、月に最大3回とし、回収換金業者が設定する毎月の回収日までに到着した飲食券額面金額分について振り込みを行う。回収については当日消印有効とする。
- (3) 回収換金業者から取扱店の預金口座へ換金額を振り込む際の振込手数料は、実行委員会が負担する。

### (取扱店の遵守事項)

第24条 取扱店は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間中に飲食券を持参した場合は、飲食券額面分の飲食サービスの提供を行うこと。
- (2) 実行委員会から配布された取扱店の告知ポスターは、利用者の見やすい場所に掲示すること。

- (3) 利用者から受け取った飲食券には、裏面に店印を押印すること。また、1冊子全ての飲食券を令和2年9月30日までに使い切った場合には、最後の利用店舗において冊子の裏面にも店印を押印の上で利用日を記入し、利用者に返還すること。
- (4) 裏面に他店押印のある飲食券は、受け取らないこと。
- (5) 偽造等の不正使用の疑いがある場合は、受け取りを拒否するとともに速やかに実行委員会に申し出ること。
- (6) 飲食券の交換、譲渡、売買、再利用はしないこと。
- (7) 取扱店が自ら購入した飲食券を自店名で換金しないこと、また、商品仕入れ等に使用しないこと。
- (8) 換金申込書の写し及び提出済の飲食券の半券については換金額の振り込みを受けるまで保管すること。
- (9) 本約款に定める各条項を遵守するとともに、実行委員会からの指示に従うこと。

#### (取扱店資格の喪失等)

第25条 実行委員会は、前条の各号に違反する行為が取扱店に認められた場合は、取扱店登録の取り消し等を行うことができる。

#### (紛失等の責務)

第26条 利用者から受け取った飲食券が盗難、紛失、滅失した場合は、取扱店の責務とする。

2 ただし、飲食券郵送時の飲食券滅失については、換金申請書の写しと滅失した飲食券の半券の提出を行うことができる場合に限り、実行委員会の責務とし、損害の補填をするものとする。

#### (届出事項の変更)

第27条 取扱店は、登録事項に変更があった場合は、速やかに実行委員会に届け出るものとする。

## 第5章 雑 則

#### (実行委員会の過失による紛失等の責務)

第28条 実行委員会の過失による飲食券の盗難、紛失、滅失は、実行委員会の責務とし、損害の補填をするものとする。

#### (その他)

第29条 この約款に定めるもののほか、飲食券事業の実施に伴い必要な事項は、実行委員会が別に定める。

## 附 則

#### (施行期日)

1 この約款は、令和2年5月27日から施行する。